

【三井住友海上メットライフ生命保険株式会社】

三井住友海上メットライフ生命の変額終身保険(09)

「ハートフルワン」の販売を

12月14日より中央三井信託銀行を通じて開始



三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(本社:東京都、取締役社長:樋口 幸男)は、変額終身保険(09)「ハートフルワン」の販売を、中央三井信託銀行株式会社を通じて、2009年12月14日より開始いたします。

「ハートフルワン」の主な特徴

～変額終身保険(09)～

(1) 一生涯の死亡保障と最低保証

生涯の死亡保障

被保険者がご存命である限り、死亡保障は生涯続きます。

なお、被保険者が100歳となる契約応当日(移行日)以後は、移行日前日の死亡保険金相当額(移行額)に基づき計算した新たな死亡保険金額を保障します。この移行日以後の死亡保険金額は、移行日前日の死亡保険金を上回ります。

最低保証

特別勘定の運用実績にかかわらず、死亡保険金として基本保険金額を最低保証します。

特別勘定での運用期間中の死亡保険金額は、積立金額、最低死亡保障金額、基本保険金額のうち最も大きい金額となります。

(2) 運用成果に応じて死亡保障が3年ごとにステップアップ

死亡保障金額のステップアップ機能

特別勘定の運用成果に応じて、契約日から起算して3年ごとに迎える契約応当日(更新日)に最低死亡保障金額がステップアップする可能性があります。更新日の積立金額が、それまでの最低死亡保障金額よりも大きくなつていれば、その金額を新たな最低死亡保障金額とします。なお、ステップアップする金額に上限はありません。

[ステップアップの判定期間]

被保険者の年齢が80歳までとなります。ただし、被保険者の契約年齢が78歳～80歳の場合には、第1回目の更新日に限り最低死亡保障金額のステップアップの判定を行います。

株式比率25%の特別勘定にて運用

国内株式25%、国内債券75%の特別勘定で運用します。ただし、被保険者が100歳となる契約応当日(移行日)に一般勘定での運用に移行します。

※商品の概要については、添付の関連資料「ハートフルワン」商品概要をご参照ください。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を移行日前は投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、移行日以後は一般勘定で運用するしくみの生命保険商品です。特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動(増減)します。特別勘定の資産は、主に国内の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

【お客さまにご負担いただく費用について】(この商品に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。)

- ご契約時 契約初期費用として、一時払保険料に対して 5%を特別勘定への繰入前に控除します。(増額した場合にも、契約初期費用として増額保険料の 5%がかかります。)
- 特別勘定での運用期間中 保険関係費として、積立金額に対して年率 2.45%／365 を乗じた金額を毎日控除します。また、資産運用関係費*として、特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575%程度(消費税込)／365 を乗じた金額を毎日控除します。
- 解約時・一部解約時 契約日(増額部分については増額日)から解約日までの年数が 10 年未満の場合には、契約日(増額日)からの経過年数に応じて 2.0%～0.2%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金から控除して払戻金としてお支払いします。
- 遺族年金支払特約による年金受取期間中 年金管理費として、年金額に対して 1%を遺族年金支払特約による年金受取開始日以後、年金受取日に責任準備金から控除します。

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

【ご注意いただきたい事項】

- 一度ステップアップした最低死亡保障金額は、それ以後下がることはありません。ただし、一部解約を行った場合には、一部解約をした割合に応じて減額されます。
- 移行日以後の死亡保険金額は、移行額に基づき、移行日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)によって計算され、算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 遺族年金支払特約により受取る年金額は、年金基金の設定時における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され、算出されますので、ご加入時には定まっていません。

※ 「ハートフルワン」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※ 変額終身保険(09)「ハートフルワン」に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.msi-metlife.com>)をご覧ください。

「ハートフルワン」商品概要

変額終身保険(09)

| | |
|--------------------|---|
| 契約年齢(被保険者の満年齢) | 15~80 歳 |
| 保険料払込方法 | 一時払のみ |
| 基本保険金額 (一時払保険料) | 500 万円以上 5 億円以下 (1 万円単位) |
| 保険期間 | 終身 |
| 特別勘定 | 日本投資 25 |
| 特別勘定の資産比率 | 国内株式 25%、国内債券 75% |
| ステップアップ機能 | 特別勘定の運用成果に応じて、契約日から起算して 3 年ごとに迎える契約応当日(更新日)に判定。更新日の積立金額がそれまでの最低死亡保障金額よりも大きくなつていれば、その金額が新たな最低死亡保障金額となる。 〔ステップアップの判定期間〕 被保険者の年齢が 80 歳までとなります。ただし、被保険者の契約年齢が 78 歳~80 歳の場合には、第 1 回目の更新日に限り最低死亡保障金額のステップアップの判定を行います。 |
| 増額 | 増額可能期間 被保険者の年齢が 80 歳となる契約応当日まで |
| | 増額単位 10 万円以上(1 万円単位) |
| 諸費用 | 契約初期費用 一時払保険料の 5% |
| | 保険関係費 積立金額に対して年率 2.45% |
| | 資産運用関係費* 特別勘定の資産残高に対して年率 0.1575% 程度(消費税込) |
| | 年金管理費 遺族年金支払特約による年金でのお受取りの場合、年金額に対して 1.0% |
| 解約控除率 | 2.0~0.2% (契約日(増額部分については増額日)から 10 年未満の解約・一部解約の場合) |
| クーリング・オフ | クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象 |

* 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。また、資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。